

令和2年度 前期
定期監査報告書

八代市監査委員

八 市 監 第 1 9 5 号

令 和 2 年 1 2 月 1 5 日

八 代 市 長	中 村 博 生 様
八 代 市 議 会 議 長	中 村 和 美 様
八 代 市 教 育 長	北 岡 博 様
八代市選挙管理委員会委員長	高 浪 智 之 様
八代市公平委員会委員長	水 本 和 人 様

八代市監査委員 江 崎 眞 通

八代市監査委員 上 原 治

八代市監査委員 古 嶋 津 義

令和2年度定期監査（前期）の結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、指摘事項について措置を講じたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を通知願います。

目 次

1. 監査の基準.....	- 1 -
2. 監査の種類.....	- 1 -
3. 監査の対象.....	- 1 -
4. 監査の着眼点.....	- 1 -
5. 監査の実施内容.....	- 1 -
6. 監査の実施場所及び日程.....	- 2 -
7. 監査の結果.....	- 2 -
(1) 共通指摘事項.....	- 3 -
◆ 歳入関係事務.....	- 3 -
◆ 歳出関係事務.....	- 4 -
◆ 債権管理事務.....	- 5 -
◆ 現金・金券取扱事務.....	- 5 -
◆ 時間外勤務状況.....	- 6 -
◆ 準公金取扱事務.....	- 6 -
(2) 個別指摘事項.....	- 7 -
◆ 坂本支所地域振興課.....	- 7 -
◆ 千丁支所地域振興課.....	- 7 -
◆ 鏡支所地域振興課.....	- 8 -
◆ 東陽支所地域振興課.....	- 8 -
◆ 泉支所地域振興課.....	- 9 -
◆ 財政課.....	- 10 -
◆ 議会事務局.....	- 10 -
◆ 資産経営課.....	- 10 -
◆ 下水道総務課.....	- 10 -
◆ 下水道建設課.....	- 11 -
◆ 水道局.....	- 11 -
◆ 選挙管理委員会事務局.....	- 11 -
(3) 中学校・支援学校・幼稚園監査における共通指摘事項.....	- 12 -
◆ 現金取扱事務.....	- 12 -
◆ 安全管理体制.....	- 12 -
8. 意見.....	- 13 -

1. 監査の基準

この監査は、八代市監査基準（令和2年3月17日監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

3. 監査の対象

総務企画部・・・坂本支所地域振興課、千丁支所地域振興課、鏡支所地域振興課、
鏡支所市民環境課、東陽支所地域振興課、泉支所地域振興課
財務部・・・・・・財政課、資産経営課
建設部・・・・・・下水道総務課、下水道建設課、新庁舎建設課
水道局
教育委員会・・・・中学校、支援学校、幼稚園
議会事務局
選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局

4. 監査の着眼点

八代市監査基準に従い、対象課所管の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、法令等に従って適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記の項目を重点項目として実施した。

- (1) 想定されるリスクへの対応状況
- (2) 契約事務の適正化（長期継続契約・年度当初の契約の適否）
- (3) 任意団体等への補助金・負担金交付事務の適正化（必要性、金額の妥当性等）
- (4) 債権管理事務の適正化（滞納の未然防止・債権回収の状況と対策等）
- (5) 現金取扱事務の適正化（公金・準公金における取扱いの必要性、取扱マニュアルの有効性等）
- (6) 時間外勤務状況（命令・申請・実績の実態把握、労働基準法遵守状況等）
- (7) 消費税増税の適正な対応（契約変更・使用料等の改正等）

5. 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

平成31年4月1日から令和2年3月31日までに執行された財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行（必要に応じて他年度の執行分も対象）

(2) 監査の方法

前記事務を対象として、監査対象課等から提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類についての調査、関係課長等からの説明を受け、関係職員に対して質疑を行うとともに「現金・金券取扱事務」、「準公金取扱事務」については、現地に出向き実査を

行った。

また、監査結果のフォローアップとして、過年度の定期監査における指摘事項、検討事項等の措置状況についても監査を実施した。

(3) 監査の期間

令和2年4月15日から令和2年8月24日まで

6. 監査の実施場所及び日程

(1) 対象課等の聴取・質疑

八代市公民館生涯学習室及び監査委員事務局

中学校・支援学校・幼稚園については各学校、各幼稚園

(2) 現金取扱（公金・準公金・金券）

各課等において現地調査

(3) 実施日程

監査対象課等	監査期間
坂本支所地域振興課、千丁支所地域振興課、鏡支所地域振興課、鏡支所市民環境課、東陽支所地域振興課、泉支所地域振興課、財政課、新庁舎建設課、議会事務局	令和2年4月15日 ～ 令和2年5月19日
全幼稚園（6幼稚園）	令和2年5月21・25日
全中学校及び支援学校（16学校）	令和2年5月22・25・27・28・29日
資産経営課、下水道総務課、下水道建設課、水道局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局	令和2年6月12日 ～ 令和2年8月24日 ※なお、令和2年7月豪雨災害により、監査を一時中断した。

7. 監査の結果

各課等における財務等に関する事務は、おおむね適正に処理されていたが、その一部に改善すべき事項が見受けられたので、次のとおり共通指摘事項及び個別指導事項として記述した。速やかに改善に取り組んでいただきたい。

共通指摘事項については、各課等の指摘事項としての共通認識をもち、適正な事務を行っていただきたい。

また、個別指導事項については、措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定及び八代市監査基準第24条第1項に基づき、その旨を通知いただきたい。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき簡易な事項については、記述を省略するが、指摘事項と同様に改善を図っていただきたい。

(1) 共通指摘事項

◆ 歳入関係事務

① 歳入事務全般において、次のような不適切な事務処理が見られた。

- ・ 納入通知書の発送において決裁が行われていないもの
- ・ 条例等に規定された内容に従った事務が行われていないもの
- ・ 条例等で規定された内容が現状に合っておらず、条例等の見直しが必要なもの

地方自治法、各種条例、八代市事務決裁規程、「会計事務の手引き」等に基づき、適正な事務に留意していただきたい。

② 調定手続及び歳入金の収納管理において、次のような不適切な事務処理が見られた。

- ・ 調定日が許可日等の歳入の根拠日と相違しているもの
- ・ 調定の計上が遅れているもの
- ・ 請求が適切な時期に行われていないもの
- ・ 納期限が関係規定に基づいていないもの
- ・ 調定に対する収入の確認が定期的に行われていないもの

地方自治法、八代市会計規則、「会計事務の手引き」等に基づき、調定の時期や金額を適切に計上するなど、適正な事務に留意していただきたい。

③ 年度末から出納整理期間中の歳入事務において、収入未済額と翌年度への滞納繰越額が一致していないものが見られた。

出納整理期間中の歳入事務は翌年度にも影響を与えるため、地方自治法、八代市会計規則、「会計事務の手引き」等に基づき、適正な事務を行っていただきたい。

④ 行政財産の使用許可等の手続において、次のような不適切な事務処理が見られた。

- ・ 料金算定の根拠が不明なもの
- ・ 減免理由が記載されていないもの

八代市行政財産使用料条例、八代市有財産取扱規則等に基づき、適正な事務に留意していただきたい。

◆ 歳出関係事務

① 歳出事務全般において、次のような不適切な事務処理が見られた。

- ・ 4月1日から開始する必要がある業務について、事前準備が行われていないもの
- ・ 4月1日から開始する必要のない業務について、事前準備が行われているもの
- ・ 適切な時期に事務処理が行われず、支払いが遅れているもの
- ・ 事務手続の取扱いや手順が誤っているもの
- ・ 3万円以下になるよう任意に分割して予算執行が行われているもの
- ・ 消費税増税の対応が不適切なもの

「財務会計事務の手引き」、「会計事務の手引き」、「随意契約の手引」、「消費税転嫁の適切な取扱いについて（通知）」（令和元年6月26日付け八市契第452号）等に基づき、適正な事務に留意していただきたい。

② 随意契約に関する事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。

- ・ 入札を行うべき案件について、特別な理由がなく分割して随意契約が行われているもの
- ・ 見積業者の選定において、業者の偏りがあるもの
- ・ 指名業者や小規模工事等契約希望者以外から見積徴取を行っているもの
- ・ 予定価格調書の記載内容や取扱いが誤っているもの
- ・ 契約書や契約内容に不備があるもの
- ・ 見積徴取が2者以上必要な案件について、1者からのみ徴しているもの
- ・ 契約締結伺の決裁区分が誤っているもの
- ・ 執行予定額が10万円を超え80万円以下の備品及び消耗品の購入で、集中調達
の依頼が行われていないもの

八代市事務決裁規程、八代市契約規則、「随意契約の手引」、「物品集中調達の手引」、「見積業者の選定について」（令和元年8月1日付け八市契第616号）等に基づき、適正な事務に留意していただきたい。

③ 委託に関する事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。

- ・ 委託内容が精査されておらず、仕様書及び契約書に不備があるもの
- ・ 公金収納事務の私人への委託において、地方自治法施行令に基づく告示及び公表
の手続が行われていないもの

委託契約事務については、根拠を明らかにした積算を行うとともに、仕様書及び契

約書類の精査により、契約内容の明確化に努め、契約内容が確実に履行されているか、実績報告書の精査等、完了確認を十分に行っていただきたい。また、安易に前例踏襲とならないよう契約内容について十分に確認していただきたい。

また、法令に基づき適正な事務に留意していただきたい。

④ 補助金交付に関する事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。

- ・ 補助金交付申請において、補助金交付要綱に基づく精査が十分に行われていないもの
- ・ 補助金交付確定通知が行われていないもの
- ・ 補助金実績報告において、必要な証拠書類に不備があるなど、確認が十分に行われていないもの
- ・ 補助金実績報告書が提出されていないもの

補助金交付事務については、八代市補助金等交付規則、各補助金交付要綱等に基づき、補助目的の適合性を見極め、事業効果、補助対象経費等を慎重に判断する必要がある。適正な補助金交付事務に留意していただきたい。

◆ 債権管理事務

税外未収金の収納管理、債権管理において、債権管理台帳に催告や戸別訪問などの記録が整備されていないものが見られた。

債権管理については、平成29年4月に八代市債権管理条例及び同条例施行規則が制定されるとともに、「債権管理マニュアル」が策定されている。

債権を管理する課かいにおいては、債権管理台帳を整備し、一連の経緯が把握できるよう関係書類の適正な管理が必要である。また、滞納者の状況を把握し、安易に不納欠損とならないよう滞納対策を講じ、状況に応じて、納税課債権対策室と連携、協議を行っていただきたい。

◆ 現金・金券取扱事務

① 現金の取扱事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。

- ・ 現金の確認が複数で行われていないもの
- ・ 領収書の書き損じ処理が誤っているもの

現金は、複数による確認、出納簿等による記録、関係書類との照合等を行い、正確な管理と適正な保管がなされるべきものである。現金取扱事務については、「適正な公金等取扱事務の徹底について」（令和2年6月16日付け八市人事第106号依命通達時の添付文書）により、チェック体制の強化、マニュアル及びチェックリストの見直しを行うよう指示されている。管理監督職員は、現金の適正管理のために管理体制を強化し、責任を持って公金管理の指導監督にあたっていただきたい。

- ② 給油伝票等の使用及び管理において、給油時のレシートが保管されていないなど不適切な事務処理が見られた。

給油伝票等は金券であり、現金と同様に厳正に取り扱われるべきものである。使用状況を確認し、適正に使用・管理するようにしていただきたい。

給油伝票の使用については、「公用車使用に係るガソリン給油券の適正な管理について」（平成27年10月19日付け八市財第377号）により、管理体制が全庁的に示されている。給油伝票の適正使用及び管理について、留意していただきたい。

◆ 時間外勤務状況

時間外勤務手当について、退庁記録と時間外勤務命令の照合が行われていないなどの不適切な取扱いが見られた。

時間外の管理については、「時間外勤務の適正な運用に関する行動指針」により、適正な時間外勤務の取組を行うとともに、所属長においては、「所属長の時間外勤務命令確認10箇条」等により状況の把握及び適正な管理を行っていただきたい。

◆ 準公金取扱事務

市職員が行う各種団体の会計事務において、次のような不適切な取扱いが見られた。

- ・ 印鑑の適正な管理が行われていないもの
- ・ 領収書が保管されていないなど、根拠書類の取扱いが不適切なもの
- ・ 課かい内での現金の保管が長期にわたるなど現金の保管管理体制が不適切なもの
- ・ 職員による長期の立替払が行われているもの
- ・ 職員が会計事務を行うことについて、規約等で規定されていないもの
- ・ 請求書等の根拠書類に基づいた収入、支出の何が作成されていないもの
- ・ 3万円を超える支出について、2者以上の見積徴取が行われていないもの
- ・ 支出に対する戻入を収入とするなど出納簿への記載が誤っているもの

準公金の取扱いについては、職員による会計管理が真に必要なか検討を行い、やむを得ず会計管理を行う際には次のことに留意し、マニュアルに沿った事務処理を行っていただきたい。

- ① 通帳と印鑑の適正な保管・管理、現金の適正な管理
- ② 根拠書類に基づいた収入・支出の伺の作成、完了の確認
- ③ 出納簿による収支の管理
- ④ 管理監督者による定期的な出納簿と通帳の照合確認
- ⑤ 団体に対する決算報告

公金等を取り扱う職員は、その重要性を認識し、自分が果たす任務と責任を自覚し、会計事務を行っていただきたい。

管理監督者は、準公金の会計管理に関して、公金に準じた取扱いとし、常に危機管理意識を持って指導監督を行っていただきたい。

(2) 個別指摘事項

◆ 坂本支所地域振興課

坂本支所地域振興課で行っている各種団体の会計事務において、次のような不適切な取扱いがあった。

- ・ 3万円を超える支出について、2者以上の見積徴取が行われていないもの
- ・ 50万円を超える契約について、契約書の作成が行われていないもの
- ・ 正当な相手方からの領収書等が徴取されていないもの
- ・ 職員による長期の立替払が行われているもの

準公金の取扱いについては、共通指摘事項において記述したことに留意し、適正な会計事務を行っていただきたい。

◆ 千丁支所地域振興課

千丁支所地域振興課で行っている各種団体の会計事務において、次のような不適切な取扱いがあった。

- ・ 3万円を超える支出について、2者以上の見積徴取が行われていないもの
- ・ 支出の証拠となる受領書に相手方の受領日が記載されていないもの

- ・職員による長期の立替払が行われているもの
- ・立替払者にいつ現金を渡したのか確認ができないもの

準公金の取扱いについては、共通指摘事項において記述したことに留意し、適正な会計事務を行っていただきたい。

◆ 鏡支所地域振興課

鏡支所空調機器冷温水ポンプ取替修繕について、本来であれば入札を行うべき案件であったが、分割して随意契約が行われていた。また、見積業者についても、いずれも同じ3者を選定していた。

特別の理由がなく、契約を分けることは適正でなく、また、見積業者の選定についても、固定化しないようにする必要がある。

八代市契約規則及び「随意契約の手引」に基づき、透明性、公正性のある適正な事務を行っていただきたい。

◆ 東陽支所地域振興課

- ① 美生の滝（歩道・トイレ）清掃業務委託において、平成30年度及び令和元年度ともに同じ相手方と1者随意契約していながら、令和元年度の委託料を平成30年度の委託料と同額に据え置かれていた。

消費税増税となった令和元年度の委託料を、合理的な理由なく増税前の平成30年度と同額に据え置くことは、消費税転嫁対策特別措置法の趣旨に反するものである。

「消費税転嫁の適切な取扱いについて」（平成30年8月31日付け八市人財第565号）等の通達等に基づき、今後の契約においては、差額消費税分の上乗せを行うなどの適正な事務を行っていただきたい。

- ② 東陽石匠館においては、防火管理者であった前館長が退職した平成31年3月から令和元年10月末に新館長が防火管理者講習を受講するまでの7か月間、防火管理者が選任されていない状況となっていた。

石匠館は、消防法第8条に基づき防火管理者の選任及び消防署長への届出が義務付けられている施設である。

このように防火管理体制が不十分な場合、火災の予防や万一火災が発生した際に被害を最小限にとどめることなどが困難となるおそれがあるため、職員の退職や人事異動等の際の防火管理者の不在を防止するための方策を検討していただきたい。

③ 東陽支所地域振興課で行っている各種団体の会計事務において、次のような不適切な取扱いがあった。

- ・通帳印が適正に保管されていないもの
- ・領収書等の根拠書類が適正に保管されていないもの
- ・適正な根拠書類に基づかずに支出しているもの

準公金の取扱いについては、共通指摘事項において記述したことに留意し、適正な会計事務を行っていただきたい。

◆ 泉支所地域振興課

① 縦木園地（とのした側）除草作業委託については、個人への委託を行っているが、令和元年10月分の委託料が消費税増税前の金額に据え置かれていた。

合理的な理由なく消費税率引き上げ分を上乗せせず、同額に据え置くことは消費税転嫁対策特別措置法の趣旨に反するものである。

「消費税転嫁の適切な取扱いについて」（平成30年8月31日付け八市人財第565号）の通達等に基づき、今後の契約においては、差額消費税分の上乗せを行うなど適正な事務を行っていただきたい。

② 泉支所地域振興課で行っている「五木・五家荘県立自然公園連絡協議会」の会計事務において、旅費の戻入額が誤っているものがあった。

関係書類を精査した上で適正な事務処理を行っていただきたい。

③ 泉支所地域振興課で行っている各種団体の会計事務において、次のような不適切な取扱いがあった。

- ・収入何と異なった額が収入されているもの
- ・領収書等の根拠書類が適正に保管されていないもの
- ・収入、支出を相殺し、差額のみを収入として出納簿に記載しているもの
- ・職員による長期の立替払が行われているもの
- ・立替払者にいつ現金を渡したのか確認ができないもの
- ・支出に対する戻入を収入として出納簿に記載しているもの
- ・職員が会計事務を行うことについて、規約等で規定されていないもの
- ・業務委託を行っているものについて、契約書等の作成が行われていないもの

泉支所地域振興課では、多くの準公金を取り扱われていることから、共通指摘事項において記述したことに留意し、適正な会計事務を行っていただきたい。

◆ 財政課

予算執行計画書及び歳入調書の徴収が行われず、予算執行計画に従った歳出予算の配当も行われていなかった。

地方自治法施行令第150条第1項第1号に「予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること」、同項第2号に「定期又は随時に歳出予算の配当を行うこと」と規定され、また、八代市予算規則第11条及び同規則第12条により、予算執行計画書及び歳入調書を作成すること、予算執行計画に従い歳出予算の配当を行うことが規定されている。

法令や八代市予算規則に基づいた事務を行っていただきたい。

◆ 議会事務局

八代市議会委員会記録作成業務委託について、平成31年3月分の委員会記録の反訳が令和元年度分として平成31年3月28日に履行されていた。

令和元年度の契約履行期間は、平成31年4月1日からとなっており、契約の履行開始前に履行させることはできない。

契約書に基づき適正な事務を行っていただきたい。

◆ 資産経営課

土地建物貸付料の滞納者について、債権管理台帳が作成されてはいるものの、文書や電話での催告、戸別訪問等の台帳に記載すべき対応状況が残されていなかった。

債権管理にあたっては、一連の経緯が把握できるよう関係書類の適正な管理が必要である。

今後は、八代市債権管理条例等に基づき、管理の経過に関する情報を残すようにし、適正な債権管理を行っていただきたい。

◆ 下水道総務課

- ① 農業集落排水処理施設使用料の歳入事務において、平成26年度の滞納分に係る催告状を、5年経過後の令和元年度に送付しているものがあつた。

農業集落排水処理施設使用料は、地方自治法の規定に基づき公債権とされ、債務者の時効の援用を要せず5年の経過によって絶対的に消滅する債権であるため、時効を経過し消滅した債権について、請求することはできない。

地方自治法及び八代市債権管理条例に基づき、適正な債権管理事務を行っていただ

きたい。

- ② 浄化槽使用料の歳入事務において、令和元年5月分（4月使用分）以降について料金改定が行われていたにもかかわらず、改定前の料金で納入通知を行い、その後、改定分との差額を請求してあるものがあった。

納入通知の際は、地方自治法第231条及び同法施行令第154条に基づき、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかを調査して調定しなければならない。

歳入事務については、担当職員だけでなく、管理監督者においても確認を行い、適正な事務が行われるようチェック体制のより一層の強化を行っていただきたい。

- ③ 泉農業集落排水処理施設の電話使用料について、11月分の支払いが2月に行われ、さらに延滞金を支出しているものがあった。

支払事務については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律や八代市会計規則に基づき、支払遅延がないよう速やかに支出命令を発しなければならない。

今後は、会計事務処理を適時適切に行うとともに、管理監督者においても業務が滞っていないか把握し、支払いにあたって遅延がないよう十分注意いただきたい。

◆ 下水道建設課

水処理センターにおいて、屋外に保管していた売払い対象の金属くずの盗難が発生していた。金属くずは有価物であり、下水道事業会計の収入となるものである。

有価物の盗難防止対策のマニュアルを作成し、適正な保管・管理を行っていただきたい。

◆ 水道局

水道メータの検定有効期間の満了に伴いメータ取替を行った際、メータ口径を誤ってシステムに登録したことにより、6年以上の間、誤った額で水道料金の請求を行っていた。

これは人為的なミスであり、使用者に不利益が及ばないようにしなければならない。

今後は、システム登録時のチェック体制の見直し及び委託業者への指導を行うなど再発防止策を講じていただきたい。

◆ 選挙管理委員会事務局

開票所内配線設置（参議選）業務委託及び選挙機器点検・設定・立会い業務委託（参議

選)において、予定価格調書及び見積合わせ調書の金額に記載誤りがあった。

公正な契約締結を確保するため、正確に事務処理を行い、決裁者においても慎重に内容の確認を行う必要がある。

今後は、八代市契約規則及び「随意契約の手引」に基づき、適正な事務を行っていただきたい。

(3) 中学校・支援学校・幼稚園監査における共通指摘事項

学校等における共通指摘事項については、統一的な指導により改善を図るべきものであるため、教育委員会は学校・幼稚園に対して適切な指導及び通知を継続的に行っていただきたい。

◆ 現金取扱事務

中学校、支援学校、幼稚園における現金の取扱い(口座管理を含む)については、市からの預かり金、給食費や教材費等の保護者からの徴収金、外部団体から受領する助成金等、多くの種類がある。各学校で徴収金等取扱マニュアルが作成されていたが、そのとおりに事務が行われていないなど管理体制が十分とは言えない事例が見られた。

教育委員会においては、学校管理下における公金の取扱いについて、マニュアルに沿った事務処理となるよう指導を行っていただきたい。

学校・幼稚園においては、現金取扱体制の再確認を行うとともに、教育委員会の指示に基づき適正な管理を行っていただきたい。

◆ 安全管理体制

安全管理体制について、次のような不適切な状況が見られた。

- ・ 薬品の定期的な照合・確認が行われていないもの
- ・ 書棚等の転倒防止策が十分に行われていないもの

学校・幼稚園は生徒園児の健全な育成のために、安全で安心な環境が確保されていなければならない。

教育委員会及び学校・幼稚園においては、常に現場の状況調査と把握により適切な対策・管理を行っていただきたい。

8. 意見

今回の定期監査は、令和2年3月に策定した「八代市監査基準」第13条に基づき、「令和2年度 年間監査計画及び実施計画」に準拠するものである。その実施にあたっては、財務事務等が法令等に従って適正に行われているか、合理的かつ効率的に行われているかを主眼とし、「想定されるリスクへの対応状況」等を重点項目とした。

今回の監査においても、財務事務、現金取扱事務及び準公金取扱事務等において、法令等に則った事務執行が行われていない事例が、依然として散見された。

不適正事項の多くは、関係法令及び財務関係規定の理解不足による前例踏襲で事務処理が行われていること、組織としてのチェック体制が十分機能していないことなどに起因するものであり、これらは、これまでも再三指摘してきたところである。

関係課等においては、職員の知識向上に向けた研修やマニュアルの充実などにより、実効性のある対応を行っていただきたい。

また、「想定されるリスクへの対応」については、事務処理についてのリスクは把握しているものの、それに対応するためのリスクマニュアルが策定されていないものが散見された。

適正な事務処理を行うために、内部統制体制の整備及び運用を早急を実施していただきたい。これについても、以前から要望してきたものであり、まだ検討もされていないことは大変遺憾である。

内部統制については、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）が公布され、令和2年4月1日より、都道府県知事及び指定都市の市長は内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備するとともに、毎年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出することが義務付けられた。また、指定都市以外の市町村長においても、努力義務とされた。

内部統制は、組織としてあらかじめリスクがあることを前提とし、事務の適正な執行の確保のために講じる事前の対策である。

現在でも、法令等や要綱・マニュアル等を踏まえて事務を執行しており、日常業務の中に仕組みとして存在しているものであり、特別なものではない。重要なのは、これらを決められたルールどおり実行し、それをチェックすることである。

今回の監査においても、不適正な事務処理が生じていることから、内部統制の制度化に向けた検討を進めていただきたい。

なお、今回の指摘事項等については、監査対象課等だけでなく、全ての課等において、自らの事例として受け止め、事務事業の適正な執行管理をより一層徹底して行っていただきたい。